

岩手県告示第 126 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 2 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 大船渡綾里三陸線
- 2 供用開始の区間 大船渡市三陸町綾里字小石浜 150 番 1 地先から 46 番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 16 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 2 月 16 日から同年 3 月 16 日まで